

中核的労働要求事項に関する方針声明

1. 児童労働の禁止

法令の定める雇用最低年齢に満たない児童の就労はさせません。

2. 強制労働の禁止

あらゆる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤退

雇用及び職業における一切の差別を撤退します。また、基本的人権を尊重し、人権を無視する行為は行いません。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2025 年 11 月 6 日
株式会社アールパッケージ